

専任の宅地建物取引士が常勤であると認められる基準とよくある質問

1. 専任の宅地建物取引士の住所と事務所が毎日通勤できる距離であること。(宅地建物取引士証の住所も確認しますから、住所変更があれば必ず変更の届出をしておいてください。

Q1: 福山市の自宅から広島市の事務所まで新幹線通っていますが---

A1: 新幹線の回数券や定期券の写しを提出してください。

Q2: 単身赴任中で住民票を移していないのだけど?

A2: まず、宅地建物取引士の登録内容で居所として届出していることが必要です。

届出時に居所をしめす賃貸借契約書や公的機関からの領収証の写しなど確認できる資料を提出してください。

2. 勤務時間が業者の営業時間に大体合っていること。

Q1: 1日3時間勤務のパートですが、専任の宅地建物取引士になれますか?

A1: 勤務時間が短い人は認められません。

雇用形態は正社員に限るわけではないので契約社員、パート、アルバイトなどでも構いませんが、毎日営業時間内は勤務する必要があります。

Q2: 仕事が暇なので、他の会社でアルバイトをしてもいいですか?

A2: 認められません。

Q3: 個人で宅建業を営んでいる代表者兼、専任の宅地建物取引士ですが、行政書士を開業したいのですが?

A3: 同じ場所で行い、その人が専ら専任の宅地建物取引士として勤務できる状態であれば認められます。(届出時に申立書添付)

Q4: 他の会社の役員をしていますが、専任の宅地建物取引士になれますか?

A4: 非常勤の役員であれば認められます。(届出時に証明書添付)

Q5: 私の会社は建設業を兼業しています。私は建設業許可の専任の技術者になっていますが、専任の宅地建物取引士になれますか?

A5: 同一会社、同一場所にて勤務している状態で宅建業が主であれば認められます。

(届出時に申立書添付)

※その他、大学生は基本的に認められないとか、議員であれば議会に出る日数によるとか、そのケースごとに判断されます。詳しくは、県庁、建設事務所、または宅建協会免許センターへご相談ください。